身体障害者旅客運賃割引規則

昭 和 62 年 4 月 1 日
北海道旅客鉄道株式会社
公　告　第　4　号

（適用範囲）

第１条　この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。

2　前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和 62 年４月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）別表に定める。

（身体障害者）

第２条　この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

（注１）身体障害者手帳の様式は、　次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）　により示された様式

ア　紙様式（例）

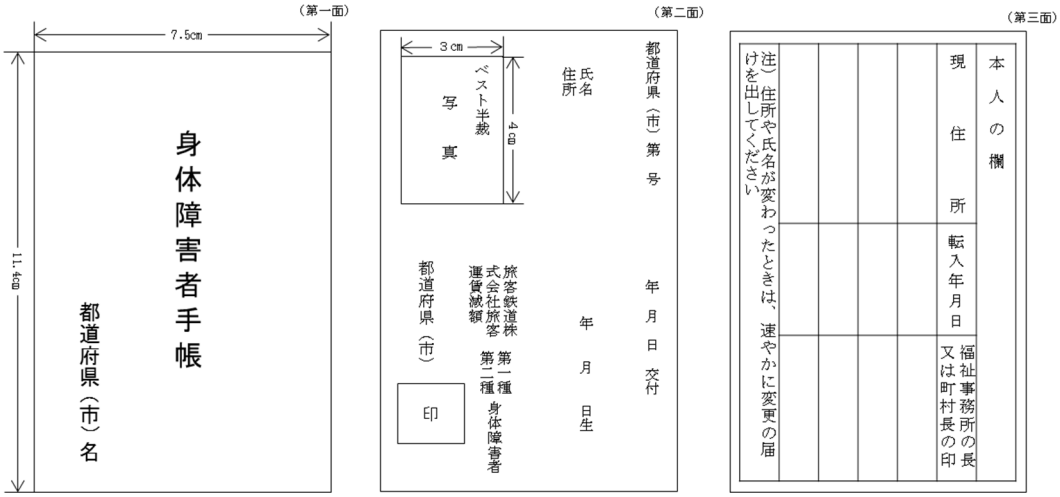

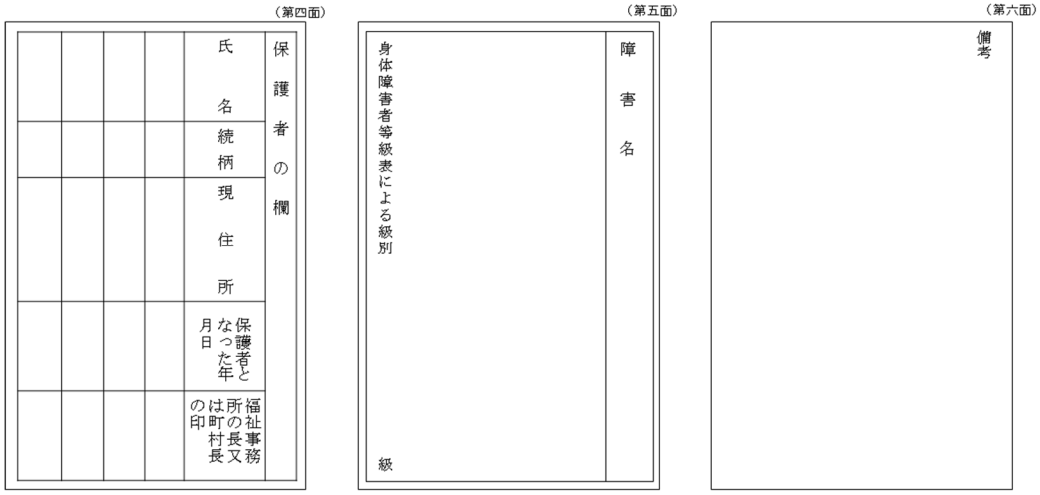

イ　カード様式

（表）　　（裏）

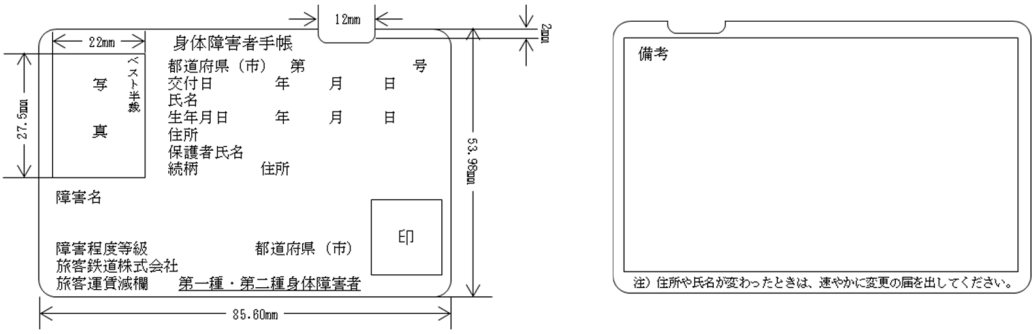

（注２）　「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和２年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第８条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 11 条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注１に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとすることができる。

2　身体障害者の割引種別は別表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

（介護者）

第３条　この規則において「介護者」とは、第１種身体障害者又は定期乗車券を使用する 12 才未満の第２種身体障害者に随伴する旅客（身体障害者１人に対して１人に限る。）であつて、係員が介護能力があると認める者をいう。

2　前項の介護者が使用する乗車券類は、身体障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであつて、かつ、身体障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券類の種類）

第４条　身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

（１）　普通乗車券　第１種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第２種身体障害者が単独で乗車船する場合に発売する。

（２）　定期乗車券　第１種身体障害者又は 12 才未満の第２種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

（３）　普通回数乗車券　第１種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

（４）　普通急行券（特別急行券を除く。）　第１種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

２　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第２項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期券の使用資格者であつても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第５条　身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが 100 キロメートルをこえる区間に限る。

（２）　普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

第６条　削除

（割引率）

第７条　身体障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、５割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

（割引乗車券類の購入申込み）

第８条　身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

（介護者の同行）

第９条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券類は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限つて有効とする。

（旅客運賃・料金の払いもどし）

第 10 条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限つて取り扱う。

（身体障害者手帳の携帯）

第 11 条　身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

（その他の取扱方）

第 12 条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

<table>
<tr><th colspan="3">等級及び割引種別
障害種別</th><th>第１種身体障害者
（本人及び介護者）</th><th>第２種身体障害者
（本人）</th></tr>
<tr><td colspan="3">視覚障害</td><td>１級から３級及び４級の１</td><td>４級の２、４級の３、５級及び６級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴覚又は
平衡機能の
障害</td><td colspan="2">聴覚障害</td><td>２級及び３級</td><td>４級及び６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>――――――――</td><td>３級及び５級</td></tr>
<tr><td colspan="3">音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害</td><td>――――――――</td><td>３級及び４級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>１級、２級の１及び２級の２</td><td>２級の３、２級の４及び３級から６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>１級、２級及び３級の１</td><td>３級の２、３級の３及び４級から６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>１級から３級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>１級及び２級</td><td>３級から６級</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>１級から３級</td><td>４級から６級</td></tr>
<tr><td rowspan="3">心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害</td><td colspan="2">心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害</td><td>１級、３級及び４級</td><td>――――――――</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>１級及び３級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能障害</td><td>１級から４級</td><td>――――――――</td></tr>
</table>

（注１）　上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号（平成 30 年７月１日現在）によるものである。

（注２）　上記左欄に掲げる障害を２つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第１種身体障害者欄に準ずるものも第１種身体障害者とする。